



イギリス：胚研究のための認可条件

- 目的(HFE法付則2パラグラフ3(2)、研究目的規則 § 2(2))
 - ① 不妊治療の発展の促進、
 - ② 先天性疾患の原因についての知識の向上、
 - ③ 流産の原因についての知識の向上、
 - ④ 更なる効果的な避妊技術の開発、
 - ⑤ 着床前に胚の遺伝子又は染色体異常を検出する方法の開発
 - ⑥ 胚の発達に関する知識の向上、
 - ⑦ 重篤な疾患に関する知識の向上、
 - ⑧ そのよう知識の重篤な疾患のための治療開発への応用
 - ⑨ 規則で規定される他の目的
- 研究の価値

上記研究目的の1つ又は複数にとって、当該研究プロジェクトが「**必要又は価値**」があり、当該研究に「**胚の利用が必要である**」とHFEAが判断 (HFE法付則2パラグラフ3(2)、(6))。